公益社団法人日本看護協会 御中

環境省環境再生·資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について(依頼)

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関等における 水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧 計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、貴会 会員に御周知くださいますようお願いします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、 下記のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室コールセンターに御連絡くださるようお願いします。

御理解、御協力の程よろしくお願いします。

記

○問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室コールセンター

電 話:050-2030-2911

対応期間:令和8年3月31日まで

平日の午前9時30分から午後6時15分

(ただし、12時から13時、令和7年12月29日~令和8年1月2日を除く。)

※ 環境省は、<u>水銀血圧計等(廃棄物)の回収・処分を請け負うものではありません</u>の で、御留意ください。

以上